

資料 3—2

第 7 回
幼児期までの子どもの育ち部会
令和 5 年 9 月 14 日

資料 2

「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な

ヴィジョン(仮称)」の策定に向けて(中間整理)

～すべての子どもの「はじめの 100 か月」の育ちを支え

生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

(案)

令和 5 年 9 月 日

こども家庭審議会

2 目次

| | | |
|----|---|----|
| 3 | はじめに | 3 |
| 4 | 1. 『育ちのヴィジョン』を策定する目的と意義 | 5 |
| 5 | ・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上 | 5 |
| 6 | ・『育ちのヴィジョン』の目的 | 6 |
| 7 | ・子ども基本法の理念 | 9 |
| 8 | ・すべての人と『育ちのヴィジョン』を共有する意義..... | 12 |
| 9 | 2. 幼児期までの子どもの育ちの5つのヴィジョン | 14 |
| 10 | (1) 子どもの権利と尊厳を守る | 15 |
| 11 | (2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める | 16 |
| 12 | ①育ちの鍵となる安心と挑戦の循環 | 16 |
| 13 | ②幼児期までの子どもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成 | 16 |
| 14 | ③幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」 | 17 |
| 15 | (3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える | 19 |
| 16 | (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援 | 22 |
| 17 | (5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す | 25 |
| 18 | 今後の検討事項～実効性のある『育ちのヴィジョン』とするために～ | 29 |
| 19 | 別紙1 それぞれの子どもから見た「子どもまんなかチャート」 | 31 |
| 20 | 別紙2 『育ちのヴィジョン』の実現に向けた社会全体のすべての人の役割 | 32 |
| 21 | | |
| 22 | | |

1 はじめに

2 ○こども¹は、生まれながらに権利の主体であり、その固有の権利が保障されなければならない。

3 ○令和4年6月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっと
4 り、こども基本法が与野党を超えた賛同を得て成立し、翌年4月に施行され
5 た。これは、我が国が、権利主体としての子どもの最善の利益を常に第一に
6 考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく「こどもま
7 んなか社会²」の実現を目指すという、大きな価値転換である。

8 ○特に「子どもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイ
9 ング³の基盤となる最も重要な時期である。全世代のすべての人⁴でこの時期か
10 ら子どものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、「こどもまん
11 なか社会」の実現へ社会は大きく前進する。これは社会全体の責任であり、
12 すべての人のウェルビーイング向上につながる。

13 ○しかし、我が国の状況を見ると、すべての乳幼児の権利や尊厳が保障できて
14 いる現状には残念ながらない。また、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、
15 家庭や地域の状況など社会情勢が変化したなかで、すべての乳幼児のウェル
16 ビーイング向上を、心身の状況や置かれた環境に十分留意しつつひとしく、
17 その一人一人それぞれにとって切れ目なく、支えることができているだろう
18 か。こども基本法及び児童福祉法にも掲げられたこれらの権利を幼児期から
19 保障し、「こどもまんなか社会」を実現するための取組は道半ばである。

20 ○そのため、本中間整理では、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対してな
21 された諮問⁵を受け、幼児期までの「子どもの育ち」そのものに着目し、すべ
22 ての人と共有したい理念や基本的考え方を整理した。これに基づき、社会の
23 認識の転換を図りつつ、政府全体の取組を推進するための羅針盤として定め
24 るものが、「幼児期までの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（以下『育
25 ちのヴィジョン』という。）であり、これは、人生の基盤的時期を過ごす乳幼
26 児と全世代のすべての人による以下のような社会実現に寄与することを目指
27

¹ 本中間整理では、こども基本法等と同様、心身の発達の過程にある者をいう。

² こども基本法の目指す、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会。

³ 後述（1. 「・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上」参照。）。

⁴ 本中間整理では、こどもや、こどもと直接接する機会が少ないおとなも含め、子どもの育ちに直接・間接を問わず影響を及ぼしうるあらゆる人を指し、「すべての人」と表している。

⁵ 諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」（令和5年4月21日）。

すものである。

・乳幼児が、権利主体として、命と尊厳と権利を誰一人取り残されずに守られる社会

・乳幼児の思いや願いが受け止められ、社会への参画が応援される社会

・乳幼児と保護者や養育者が安定した「アタッチメント（愛着）⁶」を形成できる社会

・人や場と出会いを通じて、豊かな「遊びと体験」が保障される社会

・保護者・養育者が、保護者・養育者になる前から切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こどもと共に育ち成長が応援される社会

・各分野や立場を越えた認識共有により、乳幼児に関わる人が緊密に連携した切れ目のない面での支援が実現できている社会

・乳幼児がまたすべての人とともに次世代を育て、次世代とともに育ち合う好循環が続いている社会

○『育ちのヴィジョン』に基づき、このような社会変革を着実に実現していくことにより、子どもの誕生前から幼児期までの育ちが一層大事にされ、こどもと共に育っていく保護者・養育者⁷や、保育者や子育て支援者が、社会からその尊い役割を応援され、安心して子どもの笑顔や成長を喜び合うことができる社会を、すべての人と共につくっていくことが、政府に期待される。

○『育ちのヴィジョン』に基づく社会の認識の転換と、政府全体の取組の推進が、こども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」等とあいまって、「こどもまんなか社会」の実現を強力に牽引することを期待する。

⁶後述（2.（2）参照。）。

⁷ 本中間整理では、父母等の法律上の「保護者」に限らず、こどもを養育している立場にある者を指し、日常的養育者の立場にある祖父母や、社会的養育に携わる専門職（児童福祉施設職員、里親等）などを含め、「保護者・養育者」と表記するものとする。

1 1. 『育ちのヴィジョン』を策定する目的と意義

2 ・生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上

3 (「ウェルビーイング」の考え方)

4 ○本中間整理においては、すべての人で支えるべき「子どもの育ち」そのもの
5 に係る質⁸を、子ども基本法の目指す、子どもの生涯にわたる幸福、すなわち
6 ウェルビーイングの考え方を踏まえて整理した。この「ウェルビーイング」
7 は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル⁹）に良い状態にある
8 という包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意
9 義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものをいう¹⁰。また、このような「ウ
10 エルビーイング」の向上を、権利行使の主体としての子ども自身が、主体的
11 に実現していく視点が重要である。

12 ○なお、ウェルビーイングは、子どもの時だけでも、将来においてだけでもなく、生涯にわたるすべての時期を通じて高めることが重要なものであり、子どもとともに育つおとなにとっても重要なものである。子どももおとなも含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合としての社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時に目指すものである。

17 (身体的、精神的、社会的なすべての面を一体的に捉える)

18 ○ウェルビーイングの考え方を踏まえるに当たっては、主体としての子ども自身が自ら実現できている実感を持つことに留意しつつ、子どもの持つ身体と心の側面、子どもの周りを取り巻く身近な環境や社会的状況、より広い環境としての社会（以下「環境（社会）」と表現する。）の側面のすべての面を一体的に捉えることが重要である。その際、身体と心の側面のみならず、社会的な面、すなわち環境（社会）も、子ども一人一人多様であるといった視点

⁸ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月閣議決定）において「「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全ての子どもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進する」とされている。

⁹ 成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号））に基づく、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月閣議決定）においても「バイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）」が重視されている。

¹⁰ 幼児教育も含め教育の方向性を示す教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）においても、同様の考え方でウェルビーイングの向上がそのコンセプトに位置づけられている。

1 に留意する必要がある。

2 ○このような視点で、いわば身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上
3 を生涯にわたり実現することが、子どもの最善の利益を考慮していく上で重
4 要なのである。以下、「ウェルビーイング」は身体的・精神的・社会的なすべ
5 ての面を一体的に捉えた観点（バイオサイコソーシャルの観点）での幸福の
6 概念を指している。

7 (多様性を尊重し、包摶的に支援する)

8 ○『育ちのヴィジョン』は、特別な支援や配慮を要することもあるか否かに
9 かかわらず、どのような環境に生まれ育っても、心身・社会的にどのような
10 状況であっても、多様なすべての子ども一人一人をひとしく対象としている。

11 ○特に、障害児については、他の子どもと異なる特別な子どもと考えるべきで
12 はなく、一人一人多様である育ちの中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が
13 必要な子どもと捉えることが大事であり、障害児かどうかを線引きするの
14 ではなく、すべての子どもの多様な育ちに応じた支援ニーズのグラデーション
15 の中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保
16 障するためには、どのようなまわりの環境（社会）を整えるべきか¹¹という発
17 想が重要である。

18 ○また、共生社会¹²の実現に向けて、『育ちのヴィジョン』は、幼児期までの時
19 期から切れ目なくインクルージョンの考え方を前提とするべきである。その
20 前提の上で、この考え方を持続可能に実現し、一人一人の子どもの育ちに係
21 る質を担保できるような社会の仕組みへの見直しが必要であることに留意す
22 る必要がある。これは、学童期以降のインクルーシブ教育システムの実現と
23 も切れ目なくつながる、共生社会の実現に向けた重要な視点である。

24 ○さらに、身体的・精神的・社会的なあらゆる要因によって困難を抱えるこ
25 もや家庭を包括的に支援する視点が欠かせない¹³。

26 ·『育ちのヴィジョン』の目的

27 (子どもの誕生前から幼児期までの重要性)

¹¹ このように、障害が本人の医学的な心身の機能の障害と社会における様々な障壁の相互作用によ
りて生じるものであるとする「障害の『社会モデル』」の考え方は、障害者差別解消法等においても取り入れられている。

¹² 障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をいう。

¹³ 様々な困難を抱える子どもや家庭の利益を考えることが、翻ってすべての子どものために何が必要かを考えることにつながるという考え方も重要である。

○乳幼児期は、脳発達の「感受性期¹⁴」という脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の1つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期である。また、生涯の健康や特定の病気へのかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されるという考え方¹⁵もあるなど、子どもの誕生前も含め、育ちを支える時期として捉える必要がある。また、「育ち」の側面と両輪をなす「学び」の側面¹⁶からも、米国における研究で、質の高い幼児教育は長期にわたって影響を与えるとされているなど、幼児期までの重要性は世界的にも確認されている。

○こうした観点から、取組によって特に着目する月齢や年齢に違いはあるが、子どもの誕生前から幼児期までを重視した子どもの支援は諸外国や国際機関でも推進されているなど、世界の潮流¹⁷でもある。

○子どもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であるこの時期への社会的投資こそが、次代の社会の在り方を大きく左右する。そのため、子どもと直接接する機会が少ない人も含む社会全体にとっても極めて重要であることが、すべての人で共有されなければならない。

(すべての子どもへのひとしい保障)

○しかし、例えば、子どもの虐待による死亡事例の約半数¹⁸が0歳児であるなど、基本的な生命に関する子どもの権利すら、誰一人取り残さずひとしく保障できているとは言えない現状がある。

¹⁴生きる環境に適応的に働く脳へと成熟することに向け、特に環境の影響を受けやすい時期を指すが、その1つが概ね7～8歳までの時期であるとされている。

¹⁵ DOHaD (Developmental Origins of Health and Disease) の概念。

¹⁶ 文部科学省が主導している「架け橋プログラム」等の下で、幼稚園、認定こども園、保育所の施設類型を超えて、家庭や地域における学びも含め、0歳から18歳まで切れ目ない学びの連続性を踏まえつつ、「遊びを通じた学び」の考え方を重視する幼児教育の充実を図っている。

¹⁷ 例えば、国連児童基金では、胎内にいる時から2歳の誕生日までの「人生最初の1000日」に適切なケアと栄養を与え、子どもたちの健康を守るという考え方から、「子どもたちの『人生最初の1000日』保健・栄養プログラム」により、新生児ならびに5歳未満の子どもたちの生存が厳しく、発育阻害の割合が高い国の子どもの育ちを支援している。また、概ね8歳までを発達において重要な「Early childhood」と位置づけ、発達支援に取り組んでいる。

¹⁸ 心中による虐待死事例の件数を除いた場合の割合（子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告））。

- また、0歳～2歳児の約6割は就園していない状態¹⁹であり、少子化の進行等に伴いきょうだいの数も減ってきてている中、こども同士で育ち合う機会や、保護者以外のおとなと関わる機会、様々な社会文化や自然などの環境に触れる機会が、家庭の環境によって左右されている現状がある。園や地域社会とつながることなどによって、育ちの環境をより一層充実させる機会は、家庭の環境に十分に配慮しつつ、ひとしく保障されることが必要である。
- さらに、多くのこどもが通園する満3歳以上²⁰にあっても施設類型の違いや家庭や地域で過ごす時間の違いによって、ひとしく育ちを保障する上での格差が生じないようにしなければならない。
- このように、すべての子どもの育ちをひとしく支える上では、今の親世代の幼児期までの育ちと比べ、家庭や地域の状況など社会情勢が変化したことや、今の社会の現実を踏まえ、従来の発想を超えて対応すべき課題がある。

(こどもから見て切れ目のない保障)

- 一人一人の子どもの成長に目を向けると、誕生前後、就園前後、小学校就学前後と、いくつか大きな節目はあるものの、本来子どもの発達は、一人一人違うペースで、絶えることのない連続性の中で進む。「こどもまんなか」の発想に立ち返れば、年齢や学年の事情で引かれた線が、子どもの育ちの大きな切れ目にならないよう、環境（社会）の不斷の改善を図っていく必要がある。
- また、こどもは日々の生活の中で、複数の場の中や異なる関係性の人とのかかわりの中で育っており、その環境（社会）は、間接的に影響するものも含めて多層的に広がっているものの、子どもの育ちから見るとそれらはすべてつながっている。「こどもまんなか」の発想に立ち返れば、これらの環境（社会）に関わる人が緊密に連携し、それぞれが「点」で子どもの育ちに係る質を捉えるのではなく、共通言語を共有し、できる限りそれぞれの「点」での支えが横につながった「面」のネットワークで育ちを支える環境（社会）を構築していく必要がある。

¹⁹ 0～2歳は可能な限り家庭で育てたいと思う保護者がいるなど、未就園児とその家庭の子育て状況は様々であり、未就園であること自体を問題視するような情報発信や対応とならないよう留意が必要。

²⁰ 「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」によれば、満3歳以上の未就園の背景要因には、我が国の場合、低所得、多子、外国籍など経済社会的に不利な家庭のこどもや、健康・発達の課題を抱えたこどもが未就園になりやすい傾向があることが明らかになっていることにも留意。

1 (『育ちのヴィジョン』の目的の在り方)

2 ○以上を踏まえ、『育ちのヴィジョン』の目的は、こども基本法の目的・理念に
3 則り、多様な子どもの心身の状況、置かれている環境等に十分に配慮しつつ
4 ひとしく、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じてそれぞれのこど
5 もにとって切れ目なく、子どものまわりの環境（社会）を捉えながらその心
6 身の健やかな育ちを保障する観点から定める必要がある。

7 ○また、『育ちのヴィジョン』を、すべての人で共有したい理念と基本的な考え方
8 を示す羅針盤として位置付けることが重要である。羅針盤を策定することで、
9 次代の社会を担うすべての子どもの権利を守り、すべての人の関心及び
10 理解を増進するなど社会の認識の転換を図るとともに、こども大綱に基づく
11 こども施策の推進等を通じてすべての人の具体的な取組を推進することにつ
12 なげ、その結果として「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の時期から
13 すべての子どもの生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目指すべ
14 きである。

15 ○このように、すべての「子どもの誕生前から幼児期まで」の時期から生涯に
16 わたるウェルビーイング向上を図るという目的に向けて、本中間整理がなさ
17 れている。

19 · こども基本法の理念

20 (こども基本法について)

21 ○こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
22 こども政策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども
23 施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、
24 令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

25 ○同法は、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての国民に対し
26 て、子どもの育ちを含めたこども施策に関する関心と理解を深める努力等を
27 求めている。こども基本法の目的や理念²¹に則り策定する『育ちのヴィジョン』

²¹ こども基本法（令和4年法律第77号）【抄】

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等

1 にておいても、その理念は、国民的な議論を経て定められたことも基本法の
2 理念を基に、『育ちのヴィジョン』の対象時期の特徴を踏まえ、整理すること
3 が適當である。

5 (乳幼児の思いや願い)

6 ○乳幼児は、例えば、以下のような、安心したい、満たされたい、関わってみ
7 たい、遊びたい、認められたい、といった思いや願いを持ちながら、まわり
8 の環境（社会）との関係の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビー
9 イングの基盤を築いている。身近な人との応答的なやりとり等を通じて、こ
10 うした思いや願いを持つようになること自体、乳幼児の発達であるが、こど
11 もの視点で考えるうえで、乳幼児はこのような思いや願いをこどもが持つて
12 いるという視点で整理した。

14 • [安心したい]

15 身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心し
16 ながら育つ。

17 • [満たされたい]

を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1 「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、
2 自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリ
3 ッムをつくりながら育つ。

4 • [関わってみたい]

5 こども同士のかかわりの中で、様々な感情を経験しながら、人とのかかわり
6 方が培われたり、多様な人や環境（社会）と関わることで、それぞれの違い
7 や個性があることに気づいたりしながら育つ。

8 • [遊びたい]

9 身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んだり、自然に触れ
10 て、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を
11 楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら
12 育つ。

13 • [認められたい]

14 周囲の人ありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めて
15 もらうことで、自分に自信がついたり、そうした経験から、他者への理解や
16 優しさを育んだりしながら育つ。

17 (こども基本法に則った理念)

18 ○このような、『育ちのヴィジョン』の対象時期の特徴も踏まえると、こども基
19 本法に示されている理念は、次のように捉えることができ、これを『育ちの
20 ヴィジョン』の理念とすることが適當ではないか。

21 (1) すべてのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権

22 利が保障されている

23 すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、いかなる
24 理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人の多様性が
25 尊重されている。(こども基本法第3条第1号関係)

26 (2) すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている

27 どのような環境に生まれ育っても、心身・社会的にどのような状況であっ
28 ても、すべての子どもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が安心・安全に
29 守られ、こども同士つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、

1 学ぶ機会とそれらの質が保障されている。(こども基本法第3条第2号関係)
2

3 (3) こどもの声(思いや願い)が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている

4 乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達の
5 程度に応じて、言葉だけでなく、表情や行動など様々な形でこどもが発する
6 声や、声なき声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事に
7 され、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が
8 考慮されている。(こども基本法第3条第3号及び第4号関係)

9
10 (4) 子育てをする人が子どもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会も子ども

11 の誕生、成長と一緒に喜び合える

12 社会に支えられ、身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、
13 保護者・養育者同士つながり合うことが、子どものより良い育ちにとって重
14 要である。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有で
15 き、社会に十分支えられているからこそ、子どもの誕生、成長の喜びを保護
16 者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。(こども基本法第
17 3条第5号及び第6号関係)

18
19 ・すべての人と『育ちのヴィジョン』を共有する意義

20 ○今後、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるための理念や基本的
21 考え方を、『育ちのヴィジョン』の策定を通じて、こどもと直接関わる機会が
22 少ない人も含めた社会全体のすべての人と共有することとなる。その際、こ
23 もも施策を主導する責務のある国や地方公共団体のみならず、すべての人が
24 それぞれの立場で役割を持つ、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の当
25 事者であるという捉え方が大切である。

26
27 (すべての人で次代の担い手の人生最初期を支える)

28 ○こどもと日常的に関わる機会が少ない人も、間接的に「子どもの誕生前か
29 ら幼児期までの育ち」の支え手として、地域社会を構成し、社会全体の文
30 化を醸成する一人となる。そのため、こども基本法に則り、『育ちのヴィジ
31 ョン』も参考に子どもの育ちに係る質についての関心と理解を深めるよう
32 努める役割が、共通して求められている。

○こどもと日常的に関わる機会が少ない人も含めて、子どもの誕生前から幼児期までの時期を支えることを通じて、今と共に生き、次代をつくる存在である子どもの生涯にわたるウェルビーイング向上を実現することは、社会全体のすべての人のウェルビーイング向上を持続的に実現するために不可欠な未来への投資である。更に、幼児期までのアタッチメント（愛着）等を土台に、子どもの意見表明・社会参画を社会全体で支えることは、より良い民主主義社会の発展にとっても重要である。

（すべての人が乳幼児とともにすべての人のウェルビーイングを支え合う）

○「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」は、おとなが子どもを支えるという一方通行の関係のみではない。幼児期までの子ども同士が育ち合っていくという視点や、学童期、思春期、青年期にある子ども・若者が権利の主体としておとなとともに幼児期までの子どもの育ちを支えしていく視点も大事である。

○そうして支えるおとなや子ども・若者もまた、乳幼児に育てられるのである。子どもとおとながともに、子どもの誕生や乳幼児の笑顔に触れ、その成長を喜び合うこと自体が、ウェルビーイング向上につながる。

○より多くの人が、子どもの誕生前や乳幼児の育ちに関わる経験をすることは、自分自身が幼児期までのときに、社会をどのように支えられていたのかの気づきを得たり、これまであまり意識していなかった乳幼児の思いや願いに触れて子どもの主体としてのすごさに気づいたり、子育ての喜びの一端を味わったり、子育て当事者の立場への想像力を持ちやすくなったりする上でも、有用である。

（全世代、立場を越えたすべての人の役割）

○本中間整理では、子ども基本法に則り、「2.」の（5）で整理した別紙1の「子どもまんなかチャート」の考え方も踏まえ、『育ちのヴィジョン』の実現に向けた社会全体のすべての人の役割と、その役割を支えるために特に国に求められることを別紙2のとおり整理した。

1 2. 幼児期までの子どもの育ちの5つのヴィジョン

2 (羅針盤としての5つのヴィジョン)

3 ○本中間整理では、子育て当事者の立場からの知見、脳科学・発達心理学・公
4 衆衛生学・小児科学などの科学的知見、幼児教育や保育における実践や理論
5 を背景とする専門的知見などを踏まえてなされた議論を下に、「子どもの育ち」
6 そのものについて身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの観点を踏まえ、
7 以下の5つを『育ちのヴィジョン』の柱として整理をした。

8 ○これらは、普遍的に重要な考え方を踏まえつつ、現代の我が国社会の状況に
9 鑑みて、当面の羅針盤として特にすべての人と共有したい基本的視点を整理
10 したものである。

12 (1) 子どもの権利と尊厳を守る

13 (2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

14 (3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

15 (4) 共に育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援

16 (5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

18 (5つのヴィジョンの関係性)

19 ○生涯にわたるウェルビーイング向上には、前提として、すべての人の責任と
20 して、権利主体として必ず保障しなければならない子どもの権利と尊厳がす
21 べての子どもに保障されることが重要である。その上で、乳幼児の発達の特
22 性も踏まえウェルビーイング向上において特に重要な「アタッチメント（愛
23 着）」と「遊びと体験」に着目し、「安心と挑戦の循環」という考え方を整理
24 している。

25 ○これらは、直接的には乳幼児の育ちを支える時に重要なことだが、そのため
26 には「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支えることが不可欠である。

27 ○また、子どもの誕生後も含め、身近な保護者・養育者の影響を乳幼児は強く
28 受けることや、保護者・養育者自身にとっても保護者・養育者としての最初
29 期であり特に支援が必要であることも踏まえ、「子どもの育ち」そのものを支
30 える観点から、子どもとともに育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成
31 長を支えることが重要である。

1 ○さらに、このように家庭を基本とする養育の第一義的責任を有する保護者・
2 養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援することが大事であり、こどもは家庭のみではなく様々な環境や人に触れながら育つことから、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みが重要である。こどもの育ちに関する家庭や地域などの社会の情勢変化により、今の親世代が乳幼児期を過ごした時代と変化している現代の社会構造を踏まえ、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増してゆくことが必要である。

3 ○身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏まえ
4 ながら、このような考え方で整理をした5つのヴィジョンを共通言語として、
5 国や地方公共団体が「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」に関係するこ
6 ども施策を推進すること等を通じて、すべての人とともに具体的な取組を進
7 めていき、それらを不斷に見直していくことを期待する。以下、それぞれに
8 についての考え方について詳述した。

9

10 (1) 子どもの権利と尊厳を守る

11 ○『育ちのヴィジョン』は人の生涯にわたるウェルビーイング向上のために「こ
12 どもの誕生前から幼児期まで」をどのようにすべての人が支えていく必要が
13 あるのか、基本的な考え方を整理するものである。そのためには、最低限の
14 こどもの育ちに係る質の保障と、そこからの質向上の双方の観点が重要である。
15 しかし、子どもの心身の状況や置かれた環境等に十分配慮しつつ乳幼児
16 のウェルビーイング向上を支える観点や、すべての人と考え方を共有する観
17 点からは、乳幼児の育ちに何が必要か、何を避けるべきか、詳しく共有する
18 ことは実効性の観点からならない。

19 ○そこで、最低限のこどもの育ちに係る質保障については、権利の主体として
20 の乳幼児の子どもの権利や、乳幼児の尊厳に基づいて考え方を整理すること
21 が望ましい。

22 ○こども基本法では、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、「差別の禁止
23 ²²」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重²³」「児童の最善の

²² 『育ちのヴィジョン』が前提とする、共生社会の実現に向けた考え方として「1.」で整理した考え方も参照。

²³ 乳幼児期の発達の特性を踏まえれば、子どもの意見は必ずしも言葉で表されるものではなく、様々な思いや願いとして多様な形で表れる。例えば、保育所等における子どもの睡眠についても、睡眠に関する個人差を踏まえて配慮をすることなども、一人一人多様なペースがあり、そのような思いや願いを受け止め、尊重することにほかならない。

1 利益²⁴」も踏まえて定められている。「子どもの誕生前から幼児期まで」のこ
2 どもの育ちに係る最低限の質の保障は、権利主体としての乳幼児の権利を守
3 る観点に立ち返り、子ども基本法に則り、子どもの権利に基づき保障してい
4 くことが望ましい。

5

6 (2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

7 ①育ちの鍵となる安心と挑戦の循環

8 ○(1)を前提としつつ、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の育ちの最
9 たる特徴は、「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が重
10 要であるということである。これが生涯にわたるウェルビーイング向上の土
11 台をつくる。本中間整理では、この育ちの鍵となる考え方を「安心と挑戦の
12 循環」として整理した。

13 ○乳幼児期の安定したアタッチメント（愛着）は子どもに自分自身や周囲の人、
14 社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、子どもは遊びや体験などを
15 通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、
16 これは将来的な自立に向けて重要な育ちの経験なのである。

17

18 ②幼児期までの子どもの育ちに必要な「アタッチメント（愛着）」の形成

19 ○各分野の専門性の中で議論されてきた、子どもの育ちに必要な「アタッチメ
20 ント（愛着）」の位置づけやその重要性について、すべての人と分かりやすく
21 共有することが大切である。例えば「「愛着」の対象は母親、血縁関係にある
22 者でなければならない」などの過去の社会通説²⁵にとらわれず、乳幼児期に真
23 に必要な愛着について、すべての人と、科学的知見を踏まえた考え方と育ち
24 のプロセスにおけるその重要性を共有することが必要である。

25 ○子どもの育ちに必要なアタッチメント（愛着）とは、子どもが怖くて不安な
26 ときなどに身近なおとな（愛着対象）がそれを受け止め、子どもの心身に寄
27 り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の

²⁴ 権利主体としての乳幼児の最善の利益を考慮するに当たっては、子ども基本法の目的や理念に則り、『育ちのヴィジョン』で示す考え方を参考とすることも望ましい。

²⁵ 科学的知見に基づき、既に、いわゆる「3歳児神話（子どもは3歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼすという言説）」には根拠はないとされている。

1 土台のことであると言える。これが、こどもに自分や社会への基本的な信頼
2 感をもたらし、それは、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を
3 促すのである。

4 ○また、安定したアタッチメント（愛着）は、いわゆる非認知能力の育ちに影
5 韻を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。さらに、「愛着」
6 と聞くと、一般には保護者・養育者と子どもの関係のみを指すという印象を
7 持つことがあるが、保護者・養育者は子どもがアタッチメント（愛着）を形
8 成する対象として極めて重要である²⁶ものの、保育者など、子どもと密に接す
9 る特定の身近なおとなも愛着対象となることができる。

10
11 ③幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

12 (豊かな「遊びと体験」)

13 ○乳幼児期からウェルビーイングを高めていく上では、上述の「アタッチメン
14 ト（愛着）」を基盤として、人や環境との出会いなかで豊かな「遊びと体験」
15 を通じて外の世界へ挑戦していくことが、もう一つ欠かせない要素である。

16 ○乳幼児の育ちの最大の特徴とも言える行為が「遊び」である。また、自然に
17 触れたり、芸術や、地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、日常生活
18 における豊かな「体験」も重要である。

19 ○本中間整理では、すべての人で分かりやすく共有することを目指す観点から、
20 「遊びと体験」を念頭に、「安心と挑戦の循環」において「挑戦」という表現
21 をしている。ただし、子どもからすると、日常の生活の中での「遊び」も、
22 様々な「体験」も、ともに「遊び」であり、豊かな「遊びと体験」を子どもに
23 保障していくためには、これらを子ども目線の「遊び」の観点から整理する
24 ことが望ましい。

25 ○子どもの生活の中心を占める「遊び」について、子どもの育ちにおける重要
26 性が過小評価されてしまうことも見られる中で、生涯にわたるウェルビーイ
27 ング向上のために乳幼児期に必要な豊かな「遊びと体験」について、できる
28 限り具体的な場面が浮かぶように留意しつつ、考え方を整理した。

29 ○また、豊かな「遊びと体験」を通じた挑戦は、基盤となる「アタッチメント
30 （愛着）」だけあれば乳幼児が主体的に向かうものではなく、多様な子どもや
31 おとなとの出会いや、モノ・自然・文化財・場所等との出会いを通じて、社会からのフィードバックを得られることは必要であり、そうした機会を保護

²⁶ こうした観点からも、後述の、保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えることは重要である（2.（4）参照）。

1 者・養育者だけではなく、幼児教育・保育施設や子育て支援施設などを含む
2 すべての人の取組を通じて日常的に保障することで、乳幼児が更なる挑戦に
3 向かい、豊かな「遊びと体験」を得ていく足場をかけていくことが大事である。
4

5 (「遊び」そのものの保障)

6 ○乳幼児期の子どもの生活の中心は遊びである。ここで遊びとは、多くは葉
7 っぱを拾ったりするなども含めた名もないような遊びである。それは、こど
8 もが主体的に、興味を持ち、面白いと感じて夢中になる心と身体を動かして
9 行う行為である。遊びは何かの効果のためにさせるのではなく、遊びそれ自
10 体が目的である。

11 ○それは、現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸せに生
12 きることそのものである。言い換えれば、子どもが現在を自分らしく、より
13 よく生きるために保障されることであり、ウェルビーイングにつながるもの
14 である。それは、子どもの「楽しい」「したい」という思いや願いを尊重する
15 ことであり、そのなかで遊びが変化しながら、やがて自分のやりたいことを
16 成し遂げるための目的のある遊びにもなっていく。

17 (乳幼児の育ちにとって重要な「遊び」)

18 ○子どもは遊びを通して様々な育ちを促す重要な機能がある。子どもが遊びに
19 没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、
20 言語や数量等の感覚などの認知能力だけでなく、創造性や好奇心、折り合い
21 をつける、自尊心、想像力や思いやり、やりぬく力などの社会情動的スキル
22 の育ちにつながり、ひいては生涯にわたるウェルビーイングにつながる²⁷。

23 (多様な子どもやおとの出会い)

24 ○こうした「遊び」において、子どもは特定のおとの関係だけではなく、
25 多様なおとなや子どもとの出会いの中で育つことを踏まえることが重要であ
26 る。自分一人でじっくり遊ぶような一人遊びの大切さに加え、他者とのかか

²⁷ 文部科学省中央教育審議会の幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が令和5年2月にとりまとめた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」においても、0歳から18歳の学びが連続している中で、子どもは遊びを通して学ぶという幼児教育の特性について認識を社会と共有し、幼児期において遊びを通して育まれてきた資質・能力（認知能力・非認知能力）が、小学校以降の学習に円滑に接続するよう教育活動に取り組む重要性について示されている。

1 わりの中での多様な刺激を受けながら次第に自分の世界を広げ、成長する。
2 ○保護者あるいは保護者以外のおとなとの信頼関係を基盤にしながら、次第に
3 同年齢・異年齢の親しい友達が生まれる中で、葛藤やいざこざを経ながら、
4 他者への親しみを通して自己の世界を広げていく。保護者等の特定のおとな
5 や同世代のこども同士のかかわりが大切であるが、それ以外にきょうだい、
6 異年齢のこども同士、地域の多様なおとなとのかかわりを通して多様な人間
7 関係を学ぶ。

8
9 (モノ・自然・文化財・場所等との出会い)

10 ○さらに、こどもは人だけではなく、モノ・自然・文化財・場所等の多様な環
11 境との出会いを通して成長する。モノには積木やブロックなどの遊具、空き
12 箱や廃材などのような素材、ハサミなどの道具などもある。また、自然には
13 葉っぱなどの植物もあれば、虫などの生き物、そのほかにも風や空など自然
14 物があげられる。文化財には絵本や図鑑などがある。そして、こどもが遊ぶ
15 場所は公園等の公共の場だけではなく、海や山、商店街など日常的な場にも
16 ある。

17 ○こどもは様々な環境に興味を持つ。道端の葉っぱであっても興味を持つと、
18 それを拾って、触れたり、並べたり、比べたり、色水を作ったり、絵を描い
19 たりなど多様なかかわり方をする。このように、こどもにとっては主体的にはたらきかけると、その環境が変化したり、手ごたえがあるなど応答的な環
20 境が魅力的である。さらに、年齢を重ねていっても、こどもの成長に応えら
21 れる環境が、豊かな遊びに必要である。

22 ○豊かな遊びの環境に出会う中で、こどもは心や体を動かしながら、気づき、
23 試行錯誤しながら世界を深めたり、広げたりする。すべての人が比較的こど
24 もの活動場面をイメージしやすいと考えられる、体験の重要性、外遊びの重
25 要性や、絵本の重要性なども、このような豊かな遊びには「環境とのかかわ
26 り」が重要だという観点から理解されることが望ましい。

28
29 (3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

30 ○子どもの育ちは連続性かつ多様性が基本である。なかでも、乳幼児期はこれ
31 らの点を重視して育ちを支えることが特に重要な時期である。一方、誕生前
32 後、就園前後、小学校就学前後などのタイミングで、子どもの年齢に応じて
33 環境（社会）の面が大きく変わる節目がいくつか存在する。

34 ○このような節目が、子どもの育ちの大きな「切れ目」にならないように、こ

どもの発達の過程や連続性に留意して、環境（社会）を切れ目なく構築していくことが重要である。特に、乳幼児の育ちは、身体的・精神的・社会的な観点（バイオサイコソーシャルの観点）を踏まえれば、子どもの誕生前から切れ目なく支えることが重要であることを強調したい。

○そのため、本中間整理では、多様な子ども一人一人の発達の連続性の中で「子どものためにすべての人は何ができるか」を考えやすくする観点から、次の4つの時期ごとの留意事項を整理した。

○また、子どもは、この4つの時期を経て、学童期、思春期、青年期と切れ目なく育ちが続いてゆき、そうして成長していった、かつて誕生前から幼児期までの育ちを支えられた者が、様々な立場で、次代の「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるという循環が、続いている。

<妊娠期（保護者・養育者が子どもの誕生を迎える準備期）²⁸>

○妊婦やその家族のウェルビーイング向上を社会全体で守ることが、子どもの育ちを支える上で、大切なはじめの一歩となる。生まれてくる子どものウェルビーイング向上のため、妊娠前・妊娠中の生活習慣や栄養状態を含めた母親の心身の健康を支えることのみならず、父親も含め、子どもの誕生を迎える保護者・養育者のウェルビーイングを支えることや必要な知識を獲得するなどの成長支援、さらにはこれから親となる世代への支援も重要である。保護者・養育者が、これから始まる子育てをポジティブに感じることができ、子どもの育ちについての関心や理解を高め、困ったときに誰の助けを得られるかを確認するなど、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の時期の見通しを持つことをすべての人で支えていく必要がある。

○この時期を迎えるにあたり、育ちを切れ目なく支える観点から、妊娠が分かる以前のカップルも含め、子育て世帯に対し、子育てに関する分かりやすく信頼できる情報へアクセスしやすくなることや、専門性を持って保護者・養育者を支援し、その成長に伴走してくれる人の存在を確保することが重要である。また、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、妊娠がわかった家庭の保護者・養育者のみならず、保護者・養育者にはならない人も含め、思春期、青年期の時から、子どもの育ちや子育てについて学んだり、体験できる機会が必須である。また、子どもも「子どもまんなか社会」

²⁸ 例えば、保護者・養育者として必要な脳と心は、父親についてもパートナーの妊娠期から育つなど、母親のみならず、子どもの誕生を迎える家族を支える観点から、重要な時期。

のつくり手であり、乳幼児同士のみならず、学童期から子どもの育ちについて学んだり、関わる機会があることが重要である。

<乳児期>

○生きるための基本的なことすべてにおいて、保護者・養育者や直接接するおとなに大きく依存する時期であり、子どもにとって必須の「アタッチメント（愛着）」を形成するはじめの重要な時期である。また、保護者・養育者にとっての子育て期の中でも特に大変さを感じやすい時期であり、子どもの育ちに係る質を保障する観点からも、産後の母親及び父親の支援、保護者・養育者同士がつながること、子育ての喜びや悩みを共有したり、子育ての知恵を学んだりできる場があること、保護者・養育者の子育ての負担感や孤立感の緩和などをすべての人で支えていく必要がある。

○この時期を迎えるにあたり、育ちを切れ目なく支える観点から、子どもの誕生前後で大きく生活環境が変わる保護者・養育者が、支援を求めにくい事情がある人も含め、タイミングを逃さず多職種による重層的な支援が届くことが重要である。

<概ね1歳から3歳未満>

○基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物とのかかわりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。また、家庭の状況によって幼児教育・保育施設を利用していない未就園の子どもも多く、ひとしく育ちを保障する観点から、どのような環境であっても、「子どもの育ち」そのものの質に関する観点から必要な支えがあるように留意する必要がある。

○この時期を迎えるにあたり、育ちを切れ目なく支える観点から、保護者・養育者の就労環境や幼児教育・保育などの利用状況が変わるタイミングでも、子どもの育ちに係る質に関して必要な事項を認識し、共通して保障されることが重要である。

<概ね3歳以上から幼児期の終わり>

○多くの子どもが幼児教育・保育施設等において、同年齢・異年齢の子どもとのかかわりを通じて育っていき、義務教育段階につながっていく時期である。子どもと応答的なかかわりをしながら保育者や支援者等がこど

1 もと関わっていたり、こども同士での対話など、より幅広い形でこどもは
2 意思を発するようになり、集団の場で、社会で受け止められる経験等を通
3 じて自己肯定感を得ていく中で自信をつけながら育っていく。

4 ○この時期を迎えるにあたり、育ちを切れ目なく支える観点から、幼児教
5 育・保育施設へ就園するようになっても、施設、家庭、地域が連携し、と
6 もに連續した生活の場として子どもの育ちに係る質を保障していくこと
7 が重要である。

8 ○また、幼児期の終わりまでの育ちがそれ以降の育ちに、心身も、そのまわ
9 りの環境(社会)やそのネットワークもつながっていくことも踏まえ、「幼
10 児期の終わり」に存在する環境(社会)の節目が子どものウェルビーイン
11 グの大きな切れ目とならないよう、幼児期と学童期以降の接続の不断の
12 改善が重要である。保健、医療、福祉、教育、療育等子どもの成長に関わ
13 る分野の関係者が連携、認識を共有しながら幼児期から学童期に渡って
14 の育ちを保障していくことが重要である²⁹。

(4) 保護者・養育者³⁰のウェルビーイングと成長の支援・応援

17 (幼児期までの保護者・養育者への支援・応援³¹の重要性)

18 ○子どもを養育する立場にある保護者・養育者は、子どもに最も近い存在であ
19 り、特に「子どもの誕生前から幼児期まで」は、アタッチメント(愛着)の対
20 象となる保護者・養育者が子どもの育ちに強く影響を与えることから、保護
21 者・養育者自身がウェルビーイングを高められることが、子どもの権利と尊
22 嚴を守り、「安心と挑戦の循環」を通じて子どものウェルビーイングを高めて
23 いく上でも欠かせない。

²⁹文部科学省においては、幼保小接続期としての架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間を指す）における、幼保小の協働による接続の改善を、教育の専門性の下、推進している。

³⁰保育者など、保護者・養育者の養育役割の一部を補う立場で、日常的に乳幼児を育てる立場にある人への支援も、育ちの要素として重要。

³¹本中間整理では、「支援」は、経済的支援ではなく、子育て自体の支援、家庭教育支援など、保護者・養育者に寄り添い、伴走したり、なんらかの直接的な援助をするなどの意味合いでの「支援」を指し、用いている。また、支援ニーズの高い方へのハイリスクアプローチのみならず、ポピュレーションアプローチも重要であり、どんな保護者・養育者も支えられながら養育を行うことが当たり前であるという社会認識を共有する観点から、支援者による積極的なケアや、必要に応じた子育て当事者のサポートなども含め、幅広い概念を表すために、「支援・応援」が重要であるとしている。

○また、幼児期までは、子どもにとっても人生の最初期であるが、保護者・養育者自身にとっても養育経験の最初期である。子育ても特に手がかかる時期であることから、出産前後の綿密なケアも含めて保護者・養育者に特に支援・応援が必要である。だからこそ、「子どもの育ち」そのものを支えるには、学童期以降と比べても特に、子どもと共に育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長をすべての人でしっかりと支えることが重要である。

○しかし、保護者・養育者であるならば当然子育ては上手にできるべきであるという社会規範や、保護者・養育者が子育てにおいて誰かに頼ることや相談することを恥ずかしいこととして捉える等の、旧来の価値観が今の子育て世代の暮らす社会環境に影響している点は否定できない。子どものための、保護者・養育者に係る養育の義務が、社会環境とあいまって、必要以上に保護者・養育者を追い込んでしまわないようにする必要がある。

○地縁・血縁の希薄化など社会情勢の変化により、子育てを取り巻く環境が大きく変わっており、子育てはうまくできなくて悩むのが当たり前、だから自分で背負わず誰かに相談するのは恥ではないし、子どものウェルビーイングのために、必要な支援を受けたり、主体的に「親育ち」のための学びの支援を受け、応援されるのが当たり前なのだと保護者・養育者自身が感じることができるように環境（社会）を作っていくことが必要である。

○保護者・養育者が子どもの養育についての第一義的責任を持つ者であるからこそ、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援は不可欠である。いわば、保護者・養育者がウェルビーイングを向上し、保護者・養育者として成長していくために、子育てを支援・応援されることを社会全体で保障していくことが、子どものウェルビーイングのために重要なのである。

○なお、この観点は、すべての保護者・養育者にとって重要だが、子どもだけでなく、保護者・養育者の心身の状況や置かれた環境も多様であり、障害のある子どもを養育している場合、ひとり親、貧困家庭の場合など、特別な支援を要する子育て環境にある保護者・養育者にとって、特に重要な観点である。子どもの育ちへの切れ目ない伴走があることで、学童期以降への見通しを安心して持つことができるような情報提供も含め、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援も、心身の状況、置かれている環境等に十分に配慮しつつひとしく保障されることが重要である。

(すべての保護者・養育者が支援・応援とつながる重要性)

○保護者・養育者支援のための制度やサービスは、必要としている人が必要な

タイミングでつながることができなければ、意味をなさない。また、制度やサービスの存在を知らない、支援・応援を受けることへの躊躇や偏見、自身の困り感を説明することが困難であるなど、支援・応援につながることを阻むハードルの存在を考慮する必要がある。そのため、すべての保護者・養育者、つまりすべての子どもが支援につながることができるよう、子ども同士がつながる身近な場所の活用など接点づくりの工夫が欠かせず、支援・応援の量的な保障も含め、それが子どもの誕生前から切れ目なく保障されることが重要である。

○このような、すべての保護者・養育者を支援・応援する観点から、根本的に重要なアプローチとして、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、保護者・養育者にはならない人も含め、学童期、思春期、青年期の時から、子どもの育ちや子育てについて学んだり、乳幼児と関わる機会があるという経験を保障していくべきである。

(子どもと共に育つ保護者・養育者の成長の支援・応援)

○いわゆる「親育ち」の観点で、保護者・養育者自身が子育て、家庭教育双方の観点で、その成長を支援されることも子どもの育ちのためには重要である。のために、子どもと触れ合う経験、保護者・養育者同士の育ち合い、信頼できる情報や伴走者としての母子保健や子ども家庭福祉などの専門職による成長支援などが重要である。

○まず、子どもを育てるなかで、保護者・養育者自身も子どもと共に育ってゆくという視点が重要である。子どもを養育するのに必要な脳や心の働きは、経験によって育つものであり、そこには生物学的な性差がないことが明らかになっている。子どもと触れ合う経験から保護者・養育者自身が学びを得て成長していくのである。こうした点で、アタッチメント（愛着）の形成は、子どもにとってのみならず、保護者・養育者にとっても重要なのである。そのため、男女ともに保護者・養育者が子どもと関わる経験を確保することが子どもの育ちに係る質の観点からも重要であり、ライフイベントの多様性を尊重しつつ、すべての人が子どものうちから乳幼児と触れる経験が重要である。

○また、保護者・養育者同士がつながりを持つことができるようにはすることは、保護者・養育者同士の育ち合いの機会づくりのために重要である。子育て支援や家庭教育支援の中では、このようなネットワーク形成が重視されること

1 が望ましい。

2 ○さらに、体罰によらない子育てのために³²必要なこと、おとなからこどもへの
3 避けたいかかわり、子どもの主体性の発揮に向けて必要なことなど、家庭教育
4 支援の観点も含め、子育てに関して、分かりやすく信頼できる情報へ保護者・
5 養育者がアクセスし、学ぶことができることが必要である。また、情報
6 だけでなく、専門性を持って保護者・養育者と共に子どもの育ちを見取り、
7 見守り、子どもの理解を促してくれるなど、支援の観点だけでなく、保護者・
8 養育者としての成長に伴走してくれる人の存在も重要である。

9

10 (5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

11 ○幼児期までに限らず、本来「子どもの育ち」そのものに係る質は、保護者・
12 養育者や、子どもと関わる専門職のみならず、すべての人がそれぞれの立場
13 で直接・間接あるいはその両方の形で影響している。養育の第一義的責任を
14 有する保護者・養育者の役割は重要であるからこそ、子どもの育ちに関する
15 家庭や地域などの社会の情勢変化も踏まえ、現代の社会構造に合った発想で、
16 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増してゆくことが必要である。

17 ○また、子どもが直接触れる人や空間という観点では、保護者・養育者や保育
18 者のみならず様々な人とかかわり合い、家庭のみならず様々な空間で日々を
19 過ごしており、それらの日々の生活はすべて子どもにとっては連続している。
20 特に、幼児期までは、子ども自身が自分の状況や自分の思いや願いを言葉で
21 伝えにくいこともあり、学童期以降以上に、周囲のおとなが一人一人の子ど
22 もの思いや願いを受け取り、子どもの状況や思いや願いを共有し、生活の連
23 続性に積極的に配慮して育ちを支えることが重要である。

24 ○そのためには、様々な子どもと直接接する人、子どもが過ごす空間（幼稚園・
25 保育所・認定こども園や子育て支援の施設のみならず、公園、図書館、科学
26 館などの様々な体験施設や自然環境、デジタル空間も含む。以下同じ。）、地
27 域の空間、社会全体の施策や文化に関わるすべての人が、どのように「子ど
28 もの育ち」そのものに係る質に影響しているのか、環境（社会）の広がりや
29 つながりを、分かりやすく「見える化」することが有効だと考えられるため、

³² 令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行された。政府においては、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」（令和2年2月）がとりまとめられるなど、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるとともに、保護者・養育者が子育てに悩んだときに適切な支援につながるための取組が推進されている。

1 本中間整理では別紙1の「こどもまんなかチャート³³」という考え方を、次の
2 示す保護者・養育者、こどもと直接接する人、子どもの過ごす空間、地域の
3 空間、施策や文化という層ごとに整理した。

4 ○なお、「こどもまんなかチャート」の様々な立ち位置でこどもを支える人同士
5 をつなぐ、コーディネータの役割を担う存在が必要であることにも留意する
6 必要がある。

7

8 <保護者・養育者>

9 ○こどもを養育する立場にある保護者・養育者が、こどもに最も近い存在で
10 あり、こどもにとってのアタッチメント（愛着）を形成する対象となること
11 を通じ、子どもの育ちにおいて極めて重要な役割を果たす。子どものウ
12 エルビーイング向上に必要な考え方を、保護者・養育者と共有しつつ、保
13 護者・養育者が安心して、社会に応援されていると感じながら子育てがで
14 きる状態でいられることが、子どもの育ちの質を左右する。そのため、(4)
15 のヴィジョンに基づく、こどもと共に育つ保護者・養育者のウェルビーイ
16 ングと成長が支えられることが重要である。

17 ○なお、妊娠期においては、この保護者・養育者自身が、「こどもまんなか
18 チャート」の真ん中に位置することとなる。

19

20 <直接接する人>

21 ○保護者・養育者以外にも、こどもに直接接する人も、子どもの育ちに大き
22 な影響を与える。「アタッチメント（愛着）」を形成することができる人は、
23 必ずしも保護者・養育者だけに限らず、子どもの育ちと密に接する保育者
24 なども含まれ、こどもにとって日常的に重要な役割を果たすこともでき
25 る。

26 ○また、「アタッチメント（愛着）」を形成する人に限らず、こどもと直接接
27 する人は子どもの育ちに様々な影響を与える。そこには親族、保育者、医
28 師、保健師、助産師、看護師等や、子どもの支援に当たる専門職及び周囲
29 のおとななどに加え、かかわり合うこども同士も含まれる。

³³ 子どもの誕生前から幼児期まで育ちに、すべての人が具体的にどのような立ち位置（直接的、間接的あるいはその両方）で、こどもを支える当事者となりうるのかについて、「こどもまんなか」視点で分かりやすく整理することを通して、すべての人が当事者となり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下で子どもの育ちを保障していくための視点としてのもの。

1

2 <過ごす空間>

3 ○乳幼児は、環境や人とのかかわり、遊びを通して育っていくため、日常を
4 過ごす「空間」も重要である。また、この「空間」はこどもと保護者・養
5 育者やこどもと直接接するおとなが、子どもの誕生前も含め、安心できる
6 落ち着いた環境下で子どもの育ちに関わることができるかどうかを通じ
7 て、間接的にも子どもの育ちに影響を与える重要な要素である。

8 ○これら「こどもが過ごす空間」を豊かなものにするために、具体的にどの
9 ような取組ができるかを考える観点からは、居住空間や通う園や施設の
10 空間のみならず、この空間を作る距離感にいる「こどもを見守る人」が重
11 要であり、幼稚園・保育所・認定こども園の運営者や、地域子育て支援の
12 運営者、民生委員・児童委員などが挙げられる。これらの人々は、こどもと
13 直接接する人の立場ともなりうるが、同時に「こどもを見守る人」として、
14 子どもの過ごす空間を作り、適切な状況にあるかを確認し必要に応じて
15 改善していく重要な役割を果たす。

16

17 <地域の空間>

18 ○こどもが暮らす地域の空間は、直接的に、また、保護者・養育者等を介し
19 て間接的に、子どもの育ちに影響を与える重要な要素であり、この地域の
20 空間の豊かさを確保する人としては、近所の人、商店の人、居住地域の地
21 方公共団体の関係職員などの地域社会を構成する人などが挙げられる。

22 ○これら地域社会を構成する人とも、『育ちのヴィジョン』の内容を共有し、
23 地域社会の未来を担う「地域のこども」の育ちを、地域が直接的・間接的
24 に応援する社会をつくっていくことが、子どもの育ちに係る質にとって
25 重要であり、これが、こどもたちにとって社会への信頼につながる。その
26 際、共生社会の実現に向け、どのような地域に生まれても、心身の状況や
27 置かれている環境等にかかわらず、共に生きていける地域の空間を保障
28 していくことも、子どものウェルビーイング向上に欠かせない。

29

30 <施策や文化>

31 ○ここまで挙げた、保護者・養育者、こどもと直接接する人、こどもが過
32 ごす空間、地域の空間のすべてに影響を与え、間接的に子どもの育ちに影
33 韻を与えるのが、我が国の施策や文化であり、これを作る主要な関係者と

1 しては、政策に携わる人、子どもの育ちに直接関わる企業の人、保護者・
2 養育者などが働く企業の人、多様な情報を伝達したり、聴き取った人々との声を届けたりするメディアの人なども挙げられる。これらの人々は、保護者・
3 養育者の働き方も含む子どもの育ちに係る質を巡る社会の仕組み作り、
4 子どもに触れるおとなの過ごす環境作り子どもの育ちに係る適切な
5 情報の分かりやすい発信などを通じて、人々の認識に影響を与える立場
6 にあるため、これらの人々とも『育ちのヴィジョン』を共有していくこと
7 が、子どもの育ちにとって欠かせない。

8 ○特に、子ども家庭庁を司令塔とする政府は、別紙2も踏まえ、自らも社会
9 全体の環境をつくる重要な役割を負う者であり、『育ちのヴィジョン』の
10 実現を強力に牽引することが求められる。
11

12

1 今後の検討事項～実効性のある『育ちのヴィジョン』とするために～

2 ○こども家庭審議会においては、内閣総理大臣からの諮問を受け、これまで幼
3 児期までの子どもの育ち部会において7回の議論を重ね、今般、この中間整
4 理をとりまとめた。今後、中間整理を基に、こども大綱の検討と連携し、以
5 下の点も含め、引き続き検討の上、答申を行うことが必要である。

6 (「こども大綱」に位置づけられるこども施策への反映)

7 ○『育ちのヴィジョン』は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる、
8 「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」に着目し、この時期の育ちに係る
9 質をひとしく切れ目なく保障し、すべての子どもの身体的・精神的・社会的
10 ウェルビーイング向上を図るために羅針盤として、すべての人と共有したい
11 理念や基本的考え方を整理するものである。これを絵に描いた餅にせず、「こ
12 どもの育ち」そのものの充実につなげるには、『育ちのヴィジョン』の実効性
13 の確保、すなわちこども施策への反映が不可欠である。

14 ○そのため、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づきこども施策の基
15 本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」に、『育ちのヴィジョ
16 ン』を反映し、『育ちのヴィジョン』と整合的に策定されたこども大綱に基づ
17 き、関連する目標や指標を整理した上で、具体的施策を強力に推進していく
18 ことが必要である。

19 (すべての人の具体的行動を促進する取組)

20 ○こども施策の強力な推進を前提としつつ、『育ちのヴィジョン』の実効性を確
21 保するためには、社会の認識の転換をあわせて図り、『育ちのヴィジョン』を
22 すべての人とともに実現していくことが必要である。そのためには、これを
23 すべての人と単に共有するのみでは効果は不十分であり、これに基づき、す
24 べての人の具体的行動を促進する施策が必要である。

25 (『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するための副題の設定等)

26 ○『育ちのヴィジョン』は、子育て当事者や、こどもと日常的に関わる機会が
27 少ない人にも共有されない限り、社会の認識の転換にはつながらない。その
28 ため、内容を端的に示すとともに、理念や基本的な考え方をイメージできる
29 副題等を設定する必要がある。その際、「子どもの誕生前から幼児期までの育
30 ち」を、これまでに増して重要視し、すべての人で支えていく社会の認識転
31 換を主導する発信力のあるキーワードが含まれることが望ましい。

32 ○例えば、一人一人の子どもの立場に立ち、妊娠期が概ね10か月、誕生から小

学校就学までが平均概ね 6 年 6 か月、幼保小接続期（5 歳児から小学校 1 年生までの 2 年間）も見通せば更に概ね 1 年、合計概ね 100 か月であることに着目し、『育ちのヴィジョン』に基づき「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える上で見据える概ねの時期として、母親の妊娠期から数えた育ちに係る「はじめの 100 か月」という概念を打ち出すなど『育ちのヴィジョン』の発信の工夫が必要ではないか。

○また、『育ちのヴィジョン』が、子育て当事者や、子どもと日常的に関わる機会が少ない人も含むすべての人と共有し、社会の認識の転換を図るものである観点から、一般的な政府が定める文書以上に、端的で分かりやすい概要や普及啓発策が欠かせない。

○政府の司令塔となる子ども家庭庁が中心となり、母親の妊娠期から数えた育ちに係る「はじめの 100 か月」の身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上をすべての人で支えるなど、社会の認識の転換につながるようなキーワードの下で、できる限りわかりやすく、親しみやすい形で普及啓発を行うことで、より多くの方と『育ちのヴィジョン』の理念や基本的考え方を共通言語として共有し、社会全体のすべての人が、それぞれの立場からできる最大限の形で、共に子どもの育ちを支えていくことを期待したい。

（『育ちのヴィジョン』の具体的実現策の一体的・総合的推進）

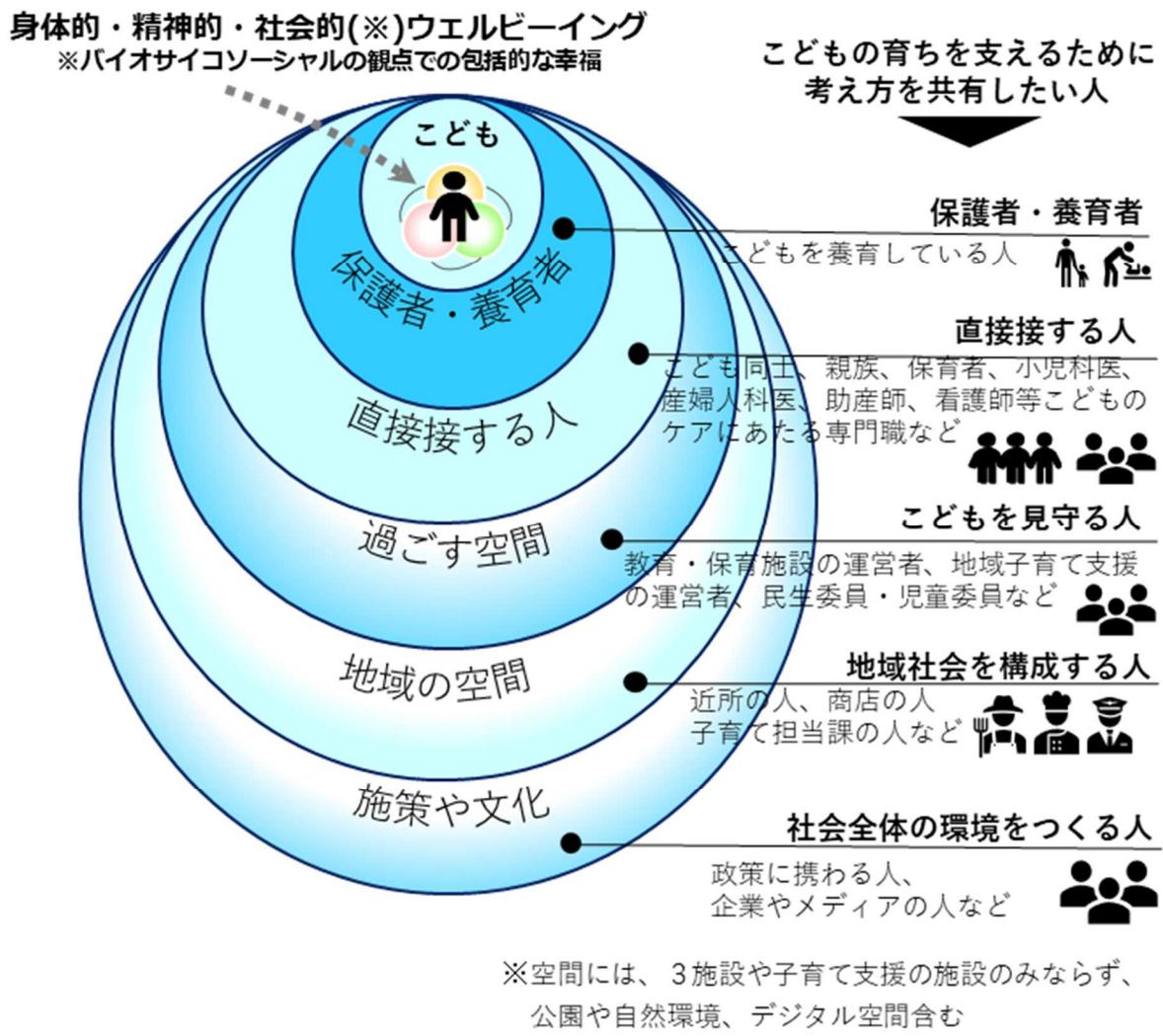
○『育ちのヴィジョン』が、真に効果を持つためには、すべての人とともに進める具体的実現策を一体的・総合的に推進しなければならない。

○そのため、国において、子ども政策の司令塔となる子ども家庭庁が中心となり、省庁の縦割りを越えて関係省庁と緊密に連携し、

①『育ちのヴィジョン』の実現に必要な子ども施策を、子ども大綱等に体系的に位置づけ、一体的・総合的に推進し、不斷に見直していくこと
②全世代、立場を越えたすべての人それぞれと『育ちのヴィジョン』の考え方を共有するための効果的な普及啓発を通じた社会の認識転換や具体的行動の促進のための取組を推進すること

③子ども政策推進会議の下に、国としての推進体制を整え、『育ちのヴィジョン』が実現されているかどうかについて定期的にモニタリングや調査を行い、取組のフォローアップを行うことができる体制をつくること等により、『育ちのヴィジョン』の実現を、強力に推進することを期待する。

1 別紙1 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」



2

3

1 別紙2 『育ちのヴィジョン』の実現に向けた社会全体のすべての人の役割

2 1. こども施策の推進主体

3 (1) 国

4 ○国は、政府の司令塔となるこども家庭庁が中心となり、『育ちのヴィジョン』
5 を共通言語としながら関係省庁と連携し、後述のそれぞれの立場で「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるすべての人の役割をしっかりと支援
6 し、地方公共団体と緊密に連携を図りつつ、具体策を強力に推進する役割が
7 求められる。これらを通じ、地域を越えた取組も含め、国がその責任を果たし、
8 国にしかできないことを推進してこそ、社会の認識の転換を図ることができることに留意するべきである。

9 ○例えば、既に、家庭、地域以外で乳幼児が多くの時間を過ごす幼児教育・保
10 育施設である幼稚園、認定こども園、保育所については、「こども政策の新たな
11 推進体制に関する基本方針」(令和3年12月閣議決定)において³⁴、こども
12 家庭庁は、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定にあたり協議
13 を受けることとし、文部科学省は、こども家庭庁が定める保育所の保育内容
14 の基準の策定に当たり協議を受けることとされた。また、幼保連携型認定こ
15 らも園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁と文部科学省が定めることと
16 され、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を担保するための所要の制度
17 改正が措置されている。

18 ○また、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」において不可欠な、成育医療
19 等³⁵の切れ目ない提供には、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分
20 野での取組の推進が必要であることから、成育基本法が令和元年12月に施行

³⁴ 「施設類型を問わず共通の教育・保育を受けることが可能となるよう、こども家庭庁は、就学前の子どもの健やかな成長のための環境確保及び子どものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、文部科学省の定める幼稚園の教育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁が定める保育所の保育内容の基準の策定に当たり協議を受けることとし、これらの教育・保育内容の基準をともに策定（共同告示）することとする。幼保連携型認定こども園の教育・保育内容の基準をこども家庭庁及び文部科学省が定めることと併せ、3施設の教育・保育内容の基準の整合性を制度的に担保する（児童福祉法及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正）。」とされたもの。

³⁵ 妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

され、こども基本法等の成立を踏まえ、既に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の変更が令和5年3月に閣議決定され、『育ちのヴィジョン』においても前提としている「バイオサイコソーシャル」の観点（身体的・精神的・社会的な観点）の下での取組の充実を図っている。

○『育ちのヴィジョン』の策定に先立ち、『育ちのヴィジョン』の実現に資する取組として進められてきたこれらの例のように、国の立場だからこそ果たすことの出来る役割を、『育ちのヴィジョン』に基づいて一層果たしていくことが重要である。

(2) 地方公共団体

○地方公共団体には、こども基本法に基づき、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備する等のこども基本法の理念に則り、こども施策を策定し、実施する重要な役割を持つ。

○また、その際、当該こども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることや、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係者相互の有機的な連携の確保等についても定められている。地方公共団体には、これらこども基本法の要請に則り、『育ちのヴィジョン』も踏まえ、関係機関が相互に連携を図りながら、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるこども施策の展開を図っていく役割が求められる。

○そのため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の推進は、こうした役割を有する地方公共団体と『育ちのヴィジョン』をわかりやすく共通言語として共有し、具体的な地域等におけるコーディネータ役の人材を、子ども・若者を含め育てていくことに留意しつつ、『育ちのヴィジョン』も踏まえ地方公共団体のこども施策の不断の見直しを促し、支援の充実を図っていくことが必要である。同時に、『育ちのヴィジョン』の実現につながる地方公共団体の優れた取組事例を横展開したり、『育ちのヴィジョン』も踏まえ地方公共団体の視点を活かした国と地方の対話を推進したりすることが必要である。

1 2. こどもの育ちの環境に影響を与えるすべての人

2 (1) 社会全体の文化や施策に影響する人

3 ○メディアなども含む、社会全体の文化や施策に影響する主体には、こども基
4 本法に則り、『育ちのヴィジョン』も参考にこどもの育ちについての関心と理
5 解を深めるよう努めつつ、それぞれの立場から「こどもの誕生前から幼児期
6 までの育ち」を支える社会全体の文化や施策をつくっていくことが求められ
7 る。

8 ○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の
9 推進は、社会全体の文化や施策に影響する主体と適切な協力関係を築きながら
10 行うことが必要である。

12 (2) 事業主

13 ○事業主には、こども基本法に則り、『育ちのヴィジョン』も参考に、こどもの
14 育ちに係る質にとって重要な、子育て当事者が、職業生活と家庭生活の両立・
15 充実に必要な雇用環境の整備をし、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」
16 を支える社会全体の文化をつくっていくことが求められる。事業主も、家庭
17 や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備する等
18 のこども基本法の理念に則り、必要な雇用環境を整備するこども施策を策定
19 し、実施する重要な役割を持つ。

20 ○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係るこども施策の
21 推進は、事業主と、雇用環境整備の範疇を超えて、こどもの育ちに係る質の
22 充実に責任を持つ重要な社会のステークホルダーとして、適切な協力関係を
23 築きながら行うことが必要である。

25 3. 直接こどもの育ちに関わる人

26 (1) 保護者・養育者

27 ○保護者・養育者は、子どもの養育について第一義的責任を有する者であると
28 の認識の下、こども基本法に則り、『育ちのヴィジョン』も含め「こどもの誕
29 生前から幼児期までの育ち」についての関心と理解を深めるよう努め、主体
30 的に保護者・養育者への社会の支援・応援にアクセスしつつ、子どもを養育
31 することが求められる。ただし、このような基本認識の前提として、保護者・
32 養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支え

1 られていることが何より重要である。

2 ○こうした保護者・養育者の役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに
3 係ることも施策の推進は、「2.」の（4）のヴィジョンに基づき、こどもと共に育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支援し、応援する視点
4 で行われることが必要である。

5

6 (2) 専門的な立場で子どもの育ちに関わる人

7

8 ○保育者など、職務の中でこどもと日常的に密な関係を築くなかで育ちに関わ
9 る人等、保護者・養育者の役割の一部を共有する立場にある者は、子どもの
10 「アタッチメント（愛着）」の形成対象ともなるなど、日常的な、密なかかわ
11 りを通じて子どもの育ちに係る質を考えるうえで特別な存在である。

12 ○このような大切な役割を持つ専門職である保育者や、子育て支援員、教育・
13 保育施設の運営者、地域子育て支援の運営者など、保育や子育て支援に携わ
14 り、乳幼児の日常の育ちを支える人には、教育・保育の専門職としての専門
15 性の中で、幼児教育・保育に関する基準等に基づき、こども基本法に則り定
16 める『育ちのヴィジョン』を体現しつつ、子どもの育ちに係る質の向上のた
17 めの家庭の支援や地域との連携を図っていく役割が求められる。

18 ○その際、専門性を持ち合わせながら、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」
19 を日常的に支えている立場を活かし、『育ちのヴィジョン』に示す理念や基本
20 的考え方を共通言語として活用しつつ、保護者・養育者の成長を支援・応援
21 したり、学童期以降の育ちを支える立場の人へ切れ目なく橋渡しをしたりす
22 る、幼児期までの子どもの育ちの専門職としての助言役の役割も求められる。

23 ○また、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科
24 衛生士その他の医療関係者、民生委員・児童委員などの地域の支援者など、
25 職務のなかで子どもの育ちに関わる人は、こども基本法に則り、『育ちのヴィ
26 ジョン』も踏まえ、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」についての関心
27 と理解を深めるように努めつつ、引き続き、それぞれの専門性、各種の専門
28 的基準等に基づき、子どもの育ちに係る質の向上のため、それぞれに期待さ
29 れる役割を果たすことが求められる。

30 ○その際、それぞれの専門性を越えて、また、特に専門的な立場ではない人と
31 連携して「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える場面においては、
32 『育ちのヴィジョン』に示す理念や基本的考え方を共通言語として活用しつ
33 つ、適切にそれぞれの専門性を発揮することも求められる。

34 ○こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係ることも施策の
35 推進は、保護者・養育者の支援のみならず、乳幼児の保育や子育て支援に携

わる人をしっかりと支援する視点を重視して進めなければならない。また、引き続き、各種の専門職等に係る施策を『育ちのヴィジョン』を踏まえて行うとともに、各種の専門職等が『育ちのヴィジョン』に示す理念や基本的考え方を活用しやすいよう、各種の専門職等に期待する活用場面を想定した分かりやすい『育ちのヴィジョン』の示し方に留意する必要がある。

(3) 様々な立場で子どもの育ちを直接支える機会のある人

- 親族、保護者・養育者の知人・友人、近所の人、商店の人など、専門職以外の立場で子どもの育ちに関わる人は、子ども基本法に則り、『育ちのヴィジョン』も参考に子どもの育ちに係る質についての関心と理解を深めるよう努め、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」の支え手としての役割が求められる。その際、それぞれの立場から手の届く範囲で具体的なアクションを実行したり、発信したり、地域社会に広く参加を呼びかけるなど、それぞれ「子どもまんなか社会」実現の推進役となることも期待したい。
- こうした役割を支えるため、国による幼児期までの育ちに係ることも施策の推進は、『育ちのヴィジョン』の普及啓発等を通じて全世代のすべて人の関心や理解の増進を図りつつ、積極的に子どもの育ちに関わることへ関心を持つ人が、子どもの育ちに係る質に関する基礎知識と、具体的行動のヒントを得ることができるような効果的な促進策を実施しながら行うことが必要である。